本号で公布された法令のあらまし

◇**児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九八号）（厚生労働省）

1　父等が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により母等の身辺へのつきまといの禁止等に係る命令を受けた児童を児童扶養手当の支給対象に加えることとした。

2　この政令は、平成二四年八月一日から施行することとした。

◇**母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九九号）（厚生労働省）

1　高等職業訓練促進給付金の月額一〇万円の支給額に係る受給資格者等の区分に、母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に市町村民税が課されないこととなる者を加えることとした。

2　この政令は、平成二四年八月一日から施行することとした。

政　令

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十八号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項第一号ホ及び第二号ホ並びに第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

第一条の三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条第一項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの政令による改正後の児童扶養手当法施行令（以下「新令」という。）第一条の二第二号又は第一条の三第二号の規定により新たに児童扶養手当法第四条に定める要件に該当することとなった児童を施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成二十四年八月三十一日までの間に同法第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

3　前項に規定する者（施行日において新令第一条の二第二号又は第一条の三第二号の規定により新たに児童扶養手当の支給要件に該当することとなった者に限る。）に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十四年八月一日」とする。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十九号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第一号中「免除された者」の下に「及び母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年七月以前の請求に係る高等職業訓練促進給付金の額及び同月三十一日以前の母子及び寡婦福祉法施行令第三十条の二第一項第一号に規定する修了日に係る高等職業訓練修了支援給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第七十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第七十項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第五条第三十七項を次のように改める。

37　法別表第五第三十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

附　則

この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。